

答申第162号
令和2年7月30日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号及び第9条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号及び第9条第1項の規定に基づき、令和2年7月10日付け佐市健第382号により諮問がありました「お母さんと赤ちゃん臨時特別給付金（仮称）」事業実施における、個人情報の目的外利用について」「お母さんと赤ちゃん臨時特別給付金（仮称）」事業実施における、保有個人情報の電子計算機処理の開始について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。